

登米市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画
(令和8年度～令和11年度)

令和8年3月
登米市教育委員会

はじめに

登米市の学校教育における喫緊の課題である「いじめ・不登校」「学力向上」の解決に本気で取り組む必要があります。課題解決の基盤となるのが学級づくりです。安心して失敗したり間違えたりすることができる「居心地の良い学級」が形成されてこそ、コミュニケーションが活性化し良好な人間関係が構築され「いじめ・不登校」の未然防止につながります。同時に、学び合いや教え合いの学習環境がおのずと醸成され、「学力向上」へとつながります。

そう考えた時、教職員が心身ともに健康で、ワーク・ライフ・バランスを実現し、公私ともに充実した時間を送りながら、自らの人間性や創造性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことが必要です。そのためには、教職員の働き方をさらに改善することが求められます。

教育委員会は、教職員の業務量及び勤務時間の適切な管理、教職員の働き方に関する意識改革、勤務時間の割振の適正な実施等、効果的で実効性のある働き方改革を推進するため、市内小中学校を全力で支援します。さらに、地域や保護者の御理解や御協力をいただきながら、一丸となって課題に対応して取り組んでまいります。

本市の小中学校が働きがいのある職場となり、教職員は明るく笑顔で児童生徒に接し、児童生徒にとって憧れと親しみのある存在であり続けることを願っています。

令和 8 年 3 月
登米市教育委員会

目次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	1
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

登米市教育振興基本計画を踏まえ、教員の役割分担の適正化や勤務時間の客観的な把握による業務量の適切な管理を推進するとともに、児童生徒と向き合う時間を確保しながら、効果的な教育活動を行う必要がある。そのため、働き方の質の改革を推進することが大切であり、その方向性と取組内容を示すものである。

(2) 本市の現状

- 本市では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「登米市教育委員会に属する県費負担教育職員の業務量の適切な管理等に関する規程」（以下「規定」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月28.8時間	18.2%	0.6%
中学校	月44.4時間	49.6%	8.9%

- 時間外在校等時間は年々減少傾向にあるものの、45時間を超える割合が小学校で18.2%、中学校でさらに多く49.6%となっている。部活動指導や不登校児童生徒、問題行動等の生徒指導などの業務の負担感が大きくなっている。学校・家庭・地域の協働の取組を更に充実・発展させることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

- 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。

- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上にする（令和6年度9.3日）。
- ・教職員へのストレスチェックを導入し、客観的に把握できるようにする。
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

※「学校と教師の業務の3分類」別紙資料参照

イ 学校以外が担うべき業務

- 1) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・各地域の実情を踏まえつつ、学校運営協議会などを通じて保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- 2) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・放課後から夜間における見回りについては、保護者または地域住民、その他の関係者が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- 3) 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
 - ・給食費については、今後も市の歳入歳出予算に組み入れ、徴収及び管理を行う。

- 4) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
 - ・地域学校協働活動における学校支援ボランティア等の地域との連絡調整については、各教育事務所の協働教育地区コーディネーター等を窓口に行うものとする。協働教育地区コーディネーター等と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。
- 5) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・必要に応じて教育委員会が直接苦情等に対応するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用しやすい環境を整備する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6) 調査・統計等への回答
 - ・市から学校に発出される調査の回答はデジタル技術を活用し、事務負担を軽減する。（押印や添書は省略）
- 7) ウェブサイトの作成・管理
 - ・ウェブサイトの作成・管理については、今後も教育支援センターが中心となって行う。
- 8) ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・ネットワーク設備の日常的な保守・管理について、今後も民間業者へ委託しICT支援員が中心となって行う。
- 9) 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
 - ・学校プールは新設や大規模修繕を行わず、必要に応じて民間業者への指導委託を推進する。
 - ・体育館の地域開放施設の管理業務については、各教育事務所と連携して行う。
- 10) 部活動
 - ・令和11年度を目標に、休日の全ての部活動の地域展開を図る。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図る。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 11) 授業準備、学習評価や成績処理
 - ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

12) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を充実させ、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・不登校児童生徒への対応にあたっては、「さくらの木（けやき教室、子どもの心のケアハウス）」の機能強化や支援員等による効果的な支援を促進する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図るとともに、次の6項目については、登米市教育委員会と学校が連携して重点的に試みる。

- | | |
|---|--|
| 1 | 一週間の授業時間数は、27時間程度を基準とする。 |
| 2 | 小学校40分授業、中学校45分授業を取り入れることも可能とする。ただし、学習指導要領に定められている標準時数を確保する。 |
| 3 | 夏休みの終わりを原則2日間短縮する。 |
| 4 | 通知表は年間2回配付を基準とする。 |
| 5 | チームで学級づくりを行うことを推奨する。 |
| 6 | 勤務時間の2交代制を取り入れることも可能とする。 |

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、情報共有などの校務を効率化する。「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、市内平均40%程度にする（令和6年度市内平均35%）。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵

守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員には、管理職が業務内容や健康面について確認するための面接を実施する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口（学校教育管理監、生き生き学校支援室指導主事等）を設置する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 令和9年度中に、学校における定時退校日を月4回程度設定するよう推進し、長期休業等の期間中に10日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入を予定しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の指導を実施し改善を図る。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行う。
- ・ 保護者や地域の理解を促進するため、保護者や地域に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- ・ 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

資料

平成31年（2019年）の中教審答申で示されたものであり、学校で担っている業務を「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに分類した。

令和7年6月に改正給特法が成立し、国の「指針」を定める際にアップデートした「学校と教師の業務の3分類」を位置づけた。

学校と教師の業務の3分類

教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービスを監督する教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。

学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

【学校以外が担うべき業務】

- 1 登下校時の通学路における日常적인見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

【教師以外が積極的に参画すべき業務】

- 6 調査・統計等への回答
学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常적인保守・管理
教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討

- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理**
教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠**
副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮**
地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃**
児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動**
部活動の地域展開・地域連携を推進

【教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務】

- 14 給食の時間における対応**
食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備**
教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理**
採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営**
関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備**
就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応**
専門スタッフとの協働等を促進